

平成 23 年 5 月 11 日

各 位

因幡電機産業株式会社
代表取締役社長 守谷 承弘
(コード番号 9934 東証・大証第 1 部)

問合せ先
取締役管理本部長 家郷 晴行
(TEL 06-4391-1781)

当社株券等の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）の継続に関するお知らせ

当社は、平成 20 年 5 月 19 日開催の取締役会において、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保・向上を目的として、当社に対する濫用的な買収等を未然に防止するため、「当社株券等の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）」（以下、「現プラン」といいます。）を導入することを決定し、同日付で公表し、平成 20 年 6 月 20 日に開催された当社第 60 期定時株主総会における株主の皆様のご承認をいただきました。現プランの有効期間は、平成 23 年 6 月に開催予定の当社定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます。）の終結の時までとされています。

現プランの有効期間満了に先立ち、当社は、本日開催の取締役会において、本定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件として、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第 118 条第 3 号に規定されるものをいい、以下、「基本方針」といいます。）に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第 118 条第 3 号ロ（2）に規定されるものをいいます。）として、現プランの一部を改定した上、新たな対応方針を導入すること（以下、改定後の対応方針を「本プラン」といいます。）を決議いたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。

本プランの導入は、当社取締役会において、当社取締役全員の賛成により決定されたものであり、また、かかる当社取締役会には、現プランに基づく特別委員会の委員 3 名（社外取締役 1 名、社外監査役 2 名）全員が出席するとともに、委員全員が本プランの導入に賛成しております。

本プランの導入に際して、株券電子化への対応に伴う変更、及び当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に向けた取組みの更新、その他形式的な所要の変更を行っておりますが、現プランから基本的な内容に関する変更はございません。なお、当社は、本定時株主総会に新株予約権の無償割当てに関する定款の規定を一部変更する旨の議案を付議する予定です。当該定款の一部変更の詳細については、本日付で別途開示しております「定款の一部変更に関するお知らせ」をご参照下さい。

また、平成 23 年 3 月 31 日時点での当社の大株主の状況は、別紙 1 のとおりですが、本日現在、当社が特定の第三者から大規模買付行為を行う旨の通知や提案等を受けている事実はありません。

I. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容の概要

当社は、当社の株券等の大規模買付行為（下記III.2. (2) (a)において定義されます。以下同じです。）またはその提案であっても、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、本来、株式会社の支配権の移転を伴う大規模買付行為またはその提案に応じるべきか否かの判断は、最終的には株主の皆様のご意思に基づき行われるべきものであります。

しかし、昨今、新しい法制度の整備や企業構造・企業文化の変化等を背景として、対象となる会社の経営陣との十分な協議や合意のプロセスを経ることなく、突如として株券等の大規模買付行為を強行するといった動きが顕在化しております。このような大規模買付行為の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、取締役会や株主が買付けの条件等について検討し、あるいは取締役会が代替案を策定するための十分な時間や情報を提供しないもの、大規模買付行為を行おうとする者の掲げる条件よりも有利な条件を提示するためにこれらの者との交渉を必要とするもの等、企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社としては、当社の有形無形の経営資源、将来を見据えた諸施策の潜在的効果、事業分野・人的ネットワークの有機的結合により実現され得るシナジー効果、その他当社の企業価値を構成する要素を十分に把握した上でなければ、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保・向上させることは困難であると考えており、当社の株券等の大規模買付行為を行う者がこれらの要素を十分に把握し中長期的な事業展開を行う者でなければ、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に反することになると考えます。

こうした事情に鑑み、当社は、このような、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に反する大規模買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えております。

II. 基本方針の実現に資する特別な取組みの内容の概要

1. 当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に向けた取組みについて

(1) 当社の経営の基本理念について

当社は、「省エネルギー、省資源など地球環境に配慮し、豊かで快適な社会づくりに貢献する」という経営の基本理念のもと、電設資材商品の卸販売・空調部材等の製造販売を行っております。省エネルギーの推進、地球環境への配慮といった新しい価値観が時代のニーズをリードしておりますが、その中でも電気に関わる商品・製品が社会に果たす役割は無限にあるといつても過言ではありません。当社は、これらを安定供給するという社会的使命を果たしつつ、当社を取り巻く多くのステークホルダーの信頼に応え、その責任を果たすことを通じて、企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保・向上を図っております。

(2) 当社の企業価値の源泉について

当社は、昭和 13 年に特殊電動発動機の製造業として創業し、その後、電設資材商品の卸販売業へ転換し、さらに、商品を広く供給するという流通業としての使命に応えるべく営業の全国展開を行うとともに、空調部材等の製造販売業に進出する等して、今日に至っております。当社が、このように長きにわたり事業を展開することができているのは、当社の事業の背後にある経営の基本理念を、株主の皆様をはじめとするステークホルダーにご理解いただけているからと考えております。

当社の特徴は、電設資材商品の卸販売、及び、空調部材等の製造販売を両輪として事業を展開していることにあります。電設資材商品の卸販売においては、豊富な商品知識と独自の調達機能を活かし、単なる商材の流通にとどまることなく付加価値の高い活きた商材を提供し続けることにより、業界最大手の規模と販売量を誇っております。他方、空調部材等の製造販売においては、独創性の高い製造技術や新たなニーズの発掘に基づく高品質な製品の提案により、高収益を生み出しております。かかる両輪のシナジー効果が、当社事業の継続的な成長につながっております。

また、当社は、電設資材商品の卸販売業として総合メーカーの傘下に入ることなく、経営の独立性を確保しているという特徴も有しております。このことにより、仕入面に関しては、特殊分野に特化した専門メーカーを中心として、幅広い商材の取扱いが可能となり、顧客のニーズに即応した供給体制を実現することができるとともに、専門メーカー等と共同して顧客のニーズを商品開発につなげることも可能となっています。加えて、販売面に関しては、総合メーカー主導の販売エリアの束縛を受けることなく、主要都市に営業拠点を配置することができ、全国各地の顧客へ商品を供給することが可能となっています。さらに、メーカーと顧客をつなぐ卸販売業として、「人と人のつながり」、「会社と会社のつながり」を大切にする当社の社風は、創業から今日に至るまでの得意先・仕入先との相互研鑽を形成し、取引先相互の発展と良好な関係の構築に結実しております。

さらに、顧客満足度の向上、他社との差別化を図るために、電設資材・空調部材等分野の専門家としての技術力を備えた人材が不可欠であり、このような技術力を備えた従業員が当社の経営資源の核となることから、当社はこれまで優秀な人材の確保や継続的な育成に時間と資金を惜しまない経営方針を貫いてまいりました。当社は、今後とも、従業員とともに成長・発展していく企業であり続けたいと考えております。

当社がその社会的使命・責任を果たすためには、長期にわたる安定的な経営基盤の確保に努めることが必要であると考え、当社を支援してくださる株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題の一つとして掲げております。したがって、配当政策につきましては期間業績に応じた適正な利益還元を目指し、期末配当として年 1 回、当期純利益の 45% を配当する業績連動型の配当政策を基本方針としております。

(3) 当社の今後の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に向けた取組みについて

当社は、以下の諸施策を実行することによって、さらに企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保・向上させることに努めてまいります。

当社は、現在、空調部材を中心とした「INABA DENKO（因幡電工）」、マルチメディア情報配線システム「Abaniant（アバニアクト）」といった自社ブランドを開発しております。今後も、これらの自社ブランドに加えて、顧客ニーズに対応した付加価値の高い自社製品やPB商品の開発を加速し、収益力の強化を図ってまいります。

また、太陽光発電システムの専任組織「太陽光発電プロジェクト」を平成21年8月に立ち上げ、太陽光発電設備及び関連部材の拡販に注力しております。このほか、LED照明など今後成長が見込まれる省エネ・環境配慮型商品の販売を軸として環境ビジネスを積極的に推進してまいります。

さらに、価格競争が激化するなか、無駄の排除による諸経費の節減、生産や物流の合理化といったコスト削減を徹底し、経営効率の向上を追求してまいります。

2. コーポレート・ガバナンスの整備

当社は、上記諸施策をより実効性あるものとするために、コーポレート・ガバナンスに重点を置いた経営を行っております。

経営上の意思決定・業務執行の監督を行う機関である取締役会の意思決定の客観性・合理性を担保し、これに対する監督機能の充実を図るべく社外取締役を1名選任するとともに、取締役の経営責任を明確にするべく取締役の任期を選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとしております。さらに、意思決定機関としての取締役会を補完するものとして経営会議を設置し、中長期的な経営方針、経営戦略のほか、取締役会の委嘱を受けた業務執行上の重要事項について審議しております。

また、経営チェック機関として、監査役は、取締役会の意思決定や取締役の業務執行を監査するほか、社長直属の専任部門である監査室とも緊密な連携をとり、また、会計監査人とも積極的な意見・情報交換等を行うことにより、監査役監査の実効性を高めております。

今後とも、当社は、企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保・向上を図るべく、コーポレート・ガバナンスの充実に向けて様々な観点から十分な検討を行ってまいります。

III. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

1. 本プラン導入の目的

本プランは、上記I.に記載した基本方針に沿って、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保・向上を目的として導入されるものです。当社は、当社の株券等の大規模買付行為であっても、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、本来、株式会社の支配権の移転を

伴う大規模買付行為またはその提案に応じるべきか否かの判断は、最終的には株主の皆様のご意思に基づき行われるべきものです。

しかしながら、当社の株券等の大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に資するためには、大規模買付行為を行う者が当社の経営理念を礎とし長年かけて築き上げてきた電設資材商品の卸販売業・空調部材等の製造販売業としての社会的使命・責任に関する基本的な考え方を、今後も引き続き実践していくことが必要不可欠であり、これらが大規模買付行為後も中長期的に維持されるのでなければ、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益は損なわれることになります。

また、仮に株主の皆様が当社の株券等の大規模買付行為またはその提案を受けた場合に、当社の有形無形の経営資源、将来を見据えた諸施策の潜在的効果、事業分野・人的ネットワークの有機的結合により実現され得るシナジー効果、その他当社の企業価値を構成する要素を十分に把握した上で当該大規模買付行為またはその提案に応じるべきか否かを株主の皆様が判断することは必ずしも容易ではありません。

当社取締役会は、こうした事情に鑑みるとともに、金融商品取引法及び関連政省令の改正等の動向を注視しつつ、また、昨今の買収防衛策に関する議論の進展等を踏まえ、当社の株券等の大規模買付行為が行われた際に、大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断し、あるいは当社取締役会が株主の皆様に代替案を提案するために必要な時間や情報を確保するとともに、株主の皆様のために大規模買付行為を行う者と協議・交渉等を行うことなどを可能とすること等により、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保・向上に反する大規模買付行為を抑止するための枠組みが引き続き必要不可欠であると考えました。

そこで、当社取締役会は、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一環として、本プランを導入することを決定いたしました。

なお、本プランにおいては、対抗措置の発動等にあたって、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、当社の業務執行を行う経営陣から独立した委員 3 名以上により構成される特別委員会（以下、「特別委員会」といいます。）の勧告を最大限尊重することとしています。本プラン導入当初における特別委員会の委員には、別紙 2「特別委員会委員の氏名・略歴」に記載の 3 名が就任される予定です。

2. 本プランの内容について

本プランの内容は以下のとおりですが、本プランに関する手続の流れにつきましては、別紙 3「本プランの概要（大規模買付行為が開始された場合のフローチャート）」にその概要をフローチャートの形でまとめていますので、併せてご参照下さい。

(1) 本プランの概要

本プランは、当社の株券等の大規模買付行為が行われる場合に、当社取締役会が、大規模買付行為を行おうとする者または大規模買付行為の提案を行う者（以下、併せて「大規模買付者等」といいます。）に対して、当該大規模買付者等及び大規模買付行為に関する情報の提供を求め、当社取締役会が、当該大規模買付行為について評価・検討し、大規模買付者等との買付条件に関する交渉や株主の皆様への代替案等の提示を行い、特別委員会による勧告等を最大限尊重して、一定の場合には対抗措置を発動するための手続です。その具体的な内容は以下のとおりです。

(2) 本プランに係る手続

(a) 対象となる大規模買付行為

本プランにおいては、次の①もしくは②に該当する行為またはこれらに類似する行為（以下、「大規模買付行為」といいます。）がなされ、またはなされようとする場合には、本プランに基づく対抗措置が発動されることがあります。ただし、事前に当社取締役会が同意しかつ公表したものをおきます。

- ①当社が発行者である株券等（注1）について、保有者（注2）の株券等保有割合（注3）が20%以上となる買付け
- ②当社が発行者である株券等（注4）について、公開買付け（注5）に係る株券等の株券等所有割合（注6）及びその特別関係者（注7）の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

- （注1）金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。以下別段の定めがない限り同じです。なお、本プランにおいて引用される法令等に改正（法令名の変更や旧法令等を継承する新法令等の制定を含みます。）があった場合には、本プランにおいて引用される法令等の各条項及び用語は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後においてこれらの法令等の各条項及び用語を実質的に継承する法令等の各条項及び用語に読み替えられるものとします。
- （注2）金融商品取引法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者とみなされる者を含みます。以下同じです。
- （注3）金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。以下同じです。
- （注4）金融商品取引法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。以下本②において同じです。
- （注5）金融商品取引法第27条の2第6項に規定する公開買付けをいいます。以下同じです。
- （注6）金融商品取引法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。以下同じです。

(注 7) 金融商品取引法第 27 条の 2 第 7 項に規定する特別関係者をいいます。ただし、同項第 1 号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第 3 条第 2 項で定める者を除きます。以下同じです。

(b) 大規模買付者等による当社に対する情報提供

①大規模買付者等による当社に対する「意向表明書」の事前提出

まず、大規模買付者等には、大規模買付行為に先立ち、当社取締役会に対して、本プランに定められた手続（以下、「大規模買付ルール」といいます。）を遵守する旨の誓約を日本語で記載した書面（以下、「意向表明書」といいます。）を提出していただきます。

また、「意向表明書」には、以下の事項を記載していただきます。

ア) 大規模買付者等の概要

- ・氏名または名称及び住所または所在地
- ・代表者の氏名
- ・会社等の目的及び事業の内容
- ・大株主または大口出資者（所有株式数または出資割合上位 10 名）の概要
- ・国内連絡先
- ・設立準拠法

イ) 大規模買付者等が現に保有する当社の株券等の数、及び、意向表明書提出日前 60 日間ににおける大規模買付者等の当社の株券等の取引状況

ウ) 大規模買付者等が提案する大規模買付行為の概要（大規模買付者等が大規模買付行為により取得を予定する当社の株券等の種類及び数、並びに大規模買付行為の目的の概要（支配権取得もしくは経営参加、純投資もしくは政策投資、大規模買付行為後の当社の株券等の第三者への譲渡等、または重要提案行為等（注 8）を行うことその他の目的がある場合には、その旨及び概要。なお、目的が複数ある場合にはその全てを記載していただきます。）を含みます。）

なお、「意向表明書」の提出にあたっては、商業登記簿謄本、定款の写しその他の大規模買付者等の存在を証明する書類を添付していただきます。

(注 8) 金融商品取引法第 27 条の 26 第 1 項、金融商品取引法施行令第 14 条の 8 の 2 第 1 項、及び株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第 16 条に規定する重要な提案行為等をいいます。以下同じです。

②大規模買付者等による当社に対する「大規模買付情報」の提供

上記①に記載の「意向表明書」を提出していただいた場合には、大規模買付者等には、以下の手順に従い、当社取締役会に対して、大規模買付行為に対する株主の皆様のご判断並びに当社取締役会及び特別委員会の評価・検討等のために必要かつ十分な日本語で記載された情報（以下、「大規模買付情報」といいます。）を提供していただきます。

まず、当社取締役会は、大規模買付者等に対して、意向表明書を受領した日から10営業日（注9）以内（初日不算入）に、大規模買付者等に対して、大規模買付行為に関する情報として当社への提出を求める事項を記載した書面（以下、「大規模買付情報リスト」といいます。）を交付し、大規模買付者等には、大規模買付情報リストに従い、大規模買付情報を、当社取締役会が適切と判断する期限までに当社取締役会に書面で提供していただきます。

なお、大規模買付行為の内容及び態様等にかかわらず、以下の各項目に関する情報は、原則として大規模買付情報リストの一部に含まれるものとしますが、大規模買付情報リストに含まれる情報の具体的な内容については、当社取締役会が、財務アドバイザー、弁護士、税理士、公認会計士その他の外部専門家等（以下、「外部専門家等」といいます。）の助言を得た上で、当該大規模買付行為の内容及び態様等に照らして合理的に決定します。また、大規模買付者等が大規模買付情報リストに記載された項目に係る情報の一部について提供することができない場合には、当社取締役会は、大規模買付者等に対して、当該情報を提供することができない理由を具体的に示していただくよう求めます。

- ア) 大規模買付者等及びそのグループ（共同保有者（注10）、特別関係者及びファンドの場合）は各組合員その他の構成員を含みます。）の詳細（具体的名称、沿革、資本金の額または出資金の額、発行済株式の総数、代表者、役員及び社員その他構成員の氏名、職歴及び所有株式の数その他の会社等の状況、直近2事業年度の財政状態及び経営成績その他の経理の状況、並びに、大規模買付者等のグループの関係（資本関係、取引関係、役職員の兼任その他の人的関係、契約関係、及びこれらの関係の沿革を含みますが、これらに限られません。）の概略を含みます。）
- イ) 大規模買付行為の目的（意向表明書において開示していただいた目的の具体的な内容）、方法及び内容（大規模買付行為の適法性に関する意見を含みます。）
- ウ) 大規模買付行為に係る買付対価の種類及び金額（有価証券等を対価とする場合には、当該有価証券等の種類及び交換比率、有価証券等及び金銭を対価とする場合には、当該有価証券等の種類、交換比率及び金銭の額を記載していただきます。）、並びに当該金額の算定の基礎及び経緯（算定の基礎については、算定根拠を具体的に記載し、当該金額が時価と異なる場合や大規模買付者等が最近行った取引の価格と異なる場合には、その差額の内容も記載していただきます。また、株券等の種類に応じた買付価格の価額の差について、換算の考え方等の内容も具体的に記載していただきます。算定の経緯については、算定の際に第三者の意見を聴取した場合に、当該第三者の名称、意見の概要及び当該意見を踏まえて金額を決定するに至った経緯を具体的に記載していただきます。）

- エ) 大規模買付行為に要する資金の調達状況、及び当該資金の調達先の概要（預金の場合は、預金の種類別の残高、借入金の場合は、借入金の額、借入先の業種等、借入契約の内容、その他の資金調達方法による場合は、その内容、調達金額、調達先の業種等を含みます。）
- オ) 大規模買付者等のグループによる当社の株券等の過去の全ての取得時期及び当該時期毎の取得数・取得価額、並びに、当社の株券等の過去の全ての売却時期及び当該時期毎の売却数・売却価額
- カ) 大規模買付者等が既に保有する当社の株券等に関する貸借契約、担保契約、売戻し契約、売買の予約その他の重要な契約または取決め（以下、「担保契約等」といいます。）がある場合には、その契約の種類、契約の相手方、契約の対象となっている株券等の数量等の当該担保契約等の具体的な内容
- キ) 大規模買付者等が大規模買付行為において取得を予定する当社の株券等に関する担保契約等の締結その他の第三者との間の合意の予定がある場合には、予定している担保契約等その他の第三者との間の合意の種類、契約の相手方、契約の対象となっている株券等の数量等の当該担保契約等その他の第三者との間の合意の具体的な内容
- ク) 支配権取得または経営参加を大規模買付行為の目的とする場合には、大規模買付行為の完了後に企図する当社及び当社グループの支配権取得または経営参加の方法、並びに支配権取得後の経営方針または経営参加後の計画及び議決権の行使方針。当社と同種事業を目的とする会社その他の法人（日本以外の国におけるものも含みます。）に対する過去の投資・経営・業務関与経験の有無及びその内容・実績等。組織再編、企業集団の再編、解散、重要な財産の処分もしくは譲受け、多額の借財、代表取締役等の選定もしくは解職、役員の構成の変更、配当・資本政策に関する重要な変更、その他当社及び当社グループの経営方針に対して重大な変更を加え、または重大な影響を及ぼす行為を予定している場合には、その内容及び必要性
- ケ) 純投資または政策投資を大規模買付行為の目的とする場合には、大規模買付行為の後の株券等の保有方針、売買方針及び議決権の行使方針、並びにそれらの理由。長期的な資本提携を目的とする政策投資として大規模買付行為を行う場合には、その必要性
- コ) 重要提案行為等を行うことを大規模買付行為の目的とする場合、または大規模買付行為の後に重要提案行為等を行う可能性がある場合には、当該重要提案行為等の目的、内容、必要性及び時期、並びにいかなる場合において当該重要提案行為等を行うかに関する情報
- サ) 大規模買付行為の後、当社の株券等をさらに取得する予定がある場合には、その理由及びその内容
- シ) 大規模買付行為の後、当社の株券等が上場廃止となる見込みがある場合には、その旨及び理由
- ス) 大規模買付行為に際しての第三者との間における意思連絡が存在する場合には、その目的及び内容並びに当該第三者の概要
- セ) 当社の顧客、取引先、従業員、地域社会その他の当社の利害関係者との関係を大規模買付行為の完了後に変更する予定がある場合には、その具体的な内容

本項に基づき提出された大規模買付情報が、株主の皆様または当社取締役会もしくは特別委員会が当該大規模買付行為を評価・検討するための情報として十分でないと考えられる場合には、当社取締役会は、適宜回答期限を定めた上で大規模買付者等に対して追加的に情報提供を求めることができます。

また、当社取締役会は、株主の皆様または当社取締役会もしくは特別委員会が大規模買付行為を評価・検討するための必要かつ十分な情報が大規模買付者等から提出されたと判断する場合には、速やかにその旨の通知（以下、「情報提供完了通知」といいます。）を大規模買付者等に行います。

なお、意向表明書の提出があった事実、及び、当社取締役会に提供された大規模買付情報その他の大規模買付行為に関する情報（大規模買付情報リストにより提供を求めた情報のうち大規模買付者等から提供されなかった情報については、当該情報及び当該不提供の理由を含みます。）のうち、株主の皆様のご判断のため開示することが妥当であると考えられるものにつきましては適時かつ適切に開示します。

(注 9) 行政機関の休日に関する法律第 1 条第 1 項各号に掲げる日以外の日をいいます。

以下同じです。

(注 10) 金融商品取引法第 27 条の 23 第 5 項に規定される共同保有者をいい、同条第 6 項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じです。

(c) 当社取締役会による大規模買付情報の評価・検討等

上記 (b) に基づき大規模買付者等による大規模買付情報の提供が行われた後、当社取締役会は、これらの情報を評価・検討し、大規模買付者等との買付条件に関する交渉、当該大規模買付行為に対する意見形成、代替案の策定等を行います。また、当社取締役会は、本プランに基づく対抗措置の発動の是非について、特別委員会に諮問し、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得るものとします。

当社取締役会がこれらの評価・検討等を適切に行うためには一定の期間が必要でありますので、大規模買付行為の内容に応じて、下記①または②による評価期間（以下、「取締役会評価期間」といいます。）を設定します。

- ①対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる、当社の全ての株券等の大規模買付行為の場合には、情報提供完了通知の発送日から最長 60 日間（初日不算入）
- ②①以外の大規模買付行為の場合には、情報提供完了通知の発送日から最長 90 日間（初日不算入）

当社取締役会は、特別委員会の勧告を最大限尊重した上で、取締役会評価期間終了日までに、当社取締役会としての意見を取りまとめ、公表いたします。

また、当社は、当該決定がなされた場合は、速やかにその旨及び対抗措置発動の際には法令等により定められている事項のほか、当社取締役会が適切と認める事項について当社株主及び投資家の皆様に開示を行います。

なお、当社取締役会が取締役会評価期間内に対抗措置の発動または不発動の決定に至らないことにつきやむを得ない事情がある場合（取締役会評価期間内に特別委員会が取締役会に対し下記（f）②イ）に掲げる勧告を行うに至らない場合等）は、当社取締役会は、特別委員会の勧告に基づき、最長30日間取締役会評価期間を延長できるものとします。当社取締役会が取締役会評価期間を延長する場合は、延長する日数及び延長の理由を速やかに情報開示いたします。

大規模買付者等は、取締役会評価期間が経過した後においてのみ大規模買付行為を開始することができるものとします。なお、株主総会を招集する場合については、下記（d）③をご参照下さい。

（d）大規模買付行為がなされた場合における対応方針

①大規模買付者等が大規模買付ルールを遵守する場合

大規模買付者等が大規模買付ルールを遵守する場合には、当社取締役会が仮に大規模買付行為に反対であったとしても、反対意見の表明、代替案の提示、株主の皆様への説得等を行う可能性は存するものの、原則として、当該大規模買付行為に対する対抗措置を発動することはありません。大規模買付者等の提案に応じるか否かは、当社株主の皆様において、当該大規模買付行為の内容並びにそれに対する当社取締役会の意見及び代替案等をご考慮の上、ご判断いただくことになります。

ただし、大規模買付者等が大規模買付ルールを遵守する場合であっても、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうと認められる場合には、下記（f）②イ）記載の特別委員会による勧告を最大限尊重した上で、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保・向上させることを目的として、対抗措置の発動を決定することがあります。具体的には、別紙4「当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうと認められる場合」に掲げるいづれかの類型に該当すると判断される場合または該当すると客観的合理的に疑われる事情が存する場合には、原則として、大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうと認められる場合に該当するものと考えます。また、対抗措置の具体的な方策は下記（e）に記載のとおりです。

②大規模買付者等が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者等が大規模買付ルールを遵守していないことが明らかな場合には、その具体的な条件・方法等の如何を問わず、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保・向上させることを目的として、特別委員会の勧告を待たずに対抗

措置の発動を決定することができるものとします。大規模買付者等が大規模買付ルールを遵守していないと当社取締役会が判断するものの、それが必ずしも明らかではない場合には、当社取締役会は、大規模買付ルールが遵守されたか否かについて特別委員会に諮問します。大規模買付ルールが遵守されておらず対抗措置を発動すべきであると特別委員会が勧告する場合には、当社取締役会はその勧告を最大限尊重して対抗措置の発動を決定することがあります。対抗措置の具体的な方策は下記（e）に記載のとおりです。

③株主総会の決議

特別委員会から対抗措置の発動の是非について株主総会に諮るよう勧告された場合においては、当社取締役会は、特別委員会による勧告を最大限尊重した上で、概要を別紙5「本新株予約権の概要」に記載する新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）の無償割当てに関する議案を当社定款第12条第1項に基づき、当社株主総会に付議することができます。当該株主総会が開催される場合には、大規模買付者等は、当該株主総会において本新株予約権の無償割当てに関する決議がされた後においてのみ大規模買付行為を開始することができるものとします。当該株主総会において当該議案が可決された場合には、当社は、本新株予約権の無償割当てを行います。

④上記①から③までに基づき発動した対抗措置の中止・撤回

上記①から③までに基づいて当社取締役会が本プランに基づく対抗措置を発動する旨の決議をした場合であっても、（a）大規模買付者等が大規模買付行為を中止もしくは撤回した場合、または、（b）対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保・向上という観点から、対抗措置を維持することが客観的に相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は、本プランに基づき発動した対抗措置を維持することの是非について、上記（a）または（b）の場合に該当するに至った具体的な事情を提示した上で、改めて特別委員会に諮問するとともに、必要に応じて外部専門家等の助言を得ながら、発動した対抗措置の中止または撤回を検討するものとします。当社取締役会は、特別委員会の勧告を最大限尊重して、対抗措置の中止または撤回を決議するものとします。

（e）対抗措置の具体的方策

本プランにおける具体的な対抗措置としては、原則として、当社株主総会の決議による委任に基づく当社取締役会の決議に基づき、本新株予約権の無償割当て（会社法第277条）を行います。ただし、特別委員会から対抗措置の発動の是非について株主総会に諮るよう勧告された場合においては、当社取締役会は、本新株予約権の無償割当てを当社定款第12条第1項に基づき、当社株主総会に付議することができます。また、会社法その他の法令及び当社

の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが適切と判断された場合には当該その他の対抗措置が用いられます。

(f) 本プランの合理性・公正性を担保するための制度及び手続

①本プランの導入等に関する株主の皆様の意思の確認

本プランは、当社定款第19条第1項の規定に基づき、本定時株主総会において、株主の皆様のご承認をいただくことを条件として効力が生ずるものとします。また、上記規定に基づく、本定時株主総会における本プランの導入の承認決議は、本プランに定める条件に従い本新株予約権の無償割当てに関する事項を決定する権限を当社取締役会に委任していくことなく当社定款第12条第1項の決議でもあります。

なお、かかる議案が承認されなかった場合には、本プランは導入されないものとし、現プランについても本定時株主総会の終結時において有効期間の満了により終了いたします。

②特別委員会の設置及び諮問等の手続

ア) 特別委員会の設置

大規模買付ルールが遵守されたか否か、取締役会評価期間を延長するか否か、及び、大規模買付ルールが遵守された場合に当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保・向上させるために必要かつ相当と考えられる一定の対抗措置を発動するか否かについては、当社取締役会が最終的な判断を行いますが、その判断の合理性・公正性を担保するために、当社は、取締役会から独立した機関として、特別委員会を設置します。

特別委員会は3名以上の委員により構成され、各委員は、当社取締役会が当社社外取締役、当社社外監査役及び社外の有識者（弁護士、税理士、公認会計士及び学識経験者等）の中から選任します。本プラン導入時の特別委員会の委員は、高橋司氏、瀬尾眞澄氏及び平松靖弘氏の合計3名を選任する予定です。本プランの導入について本定時株主総会において株主の皆様の承認をいただいた場合には、速やかに当社取締役会は特別委員会の委員の選任を行います。なお、各委員の略歴は、別紙2「特別委員会委員の氏名・略歴」に記載のとおりです。かかる特別委員会の決議は、原則として委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行います。

イ) 対抗措置の発動の手続

当社取締役会が対抗措置を発動するか否かを判断するにあたっては、その判断の合理性及び公正性を担保するために、以下の手続を経ることとします。

まず、当社取締役会は、大規模買付者等が大規模買付ルールを遵守していないことが明らかな場合を除き、本プランに基づく対抗措置の発動に先立ち、特別委員会に対し、発動すべき具体的な対抗措置の内容を提示した上で、その発動の是非について諮問します。特別委員会は、当該諮問に対して、取締役会評価期間内に、大規模買付者等及び当社取締役会から提供された情報・資料に基づいて、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保・向上の観点から評価・検討を行い、当社取締役会に対し本プランに基づく対抗措置の発動の是非等について勧告します。特別委員会が上記の評価・検討を行うにあたっては、当社の費用により独立した第三者である外部専門家等の助言を得ることができるものとします。

当社取締役会が本プランに基づく対抗措置を発動するに際しては、特別委員会の勧告を最大限尊重するものとします。

④ 発動した対抗措置の中止または撤回

また、上記①に記載の手続に従って、当社取締役会または株主総会において本プランに基づく対抗措置の発動が決議された場合であっても、(i) 大規模買付者等が大規模買付行為を中止もしくは撤回した場合、または、(ii) 対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保・向上という観点から、対抗措置を維持することが客観的に相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は、本プランに基づき発動した対抗措置を維持することの是非について、上記(i)または(ii)の場合に該当するに至った具体的な事情を提示した上で、改めて特別委員会に諮問するとともに、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得て、対抗措置の中止または撤回を検討するものとします。特別委員会は、当該諮問に基づき、当社の費用により必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得て、当該発動した対抗措置を維持することの是非について検討し、当社取締役会に対して、対抗措置を維持することの是非について勧告を行います。当社取締役会は、対抗措置を維持するか否かの判断に際し、特別委員会の勧告を最大限尊重するものとします。

上記特別委員会の勧告を踏まえた結果、当社取締役会が当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保・向上という観点から対抗措置を維持することが相当でないと判断するに至った場合には、発動した対抗措置を、当社取締役会は通常の決議により中止または撤回し、速やかにその旨を開示いたします。なお、対抗措置として、本新株予約権の無償割当てを行う場合には、本新株予約権の無償割当ての基準日に係る権利落ち日（以下、「本権利落ち日」といいます。）の前々営業日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止する場合がありますが、本権利落ち日よりも前に、本新株予約権の無償割当てが実施されて当社の株式1株当たりの経済的価値の希釈化が生じることを信頼して当社の株式の売買を行われた一般投資家の皆様が株価の変動により損害を被ることのないよう、本権利落ち日の前営業日以降においては、本新株予約権の無償割当ては中止しないものとします。ただし、本新株予約権の無償割当ての効力発生日以降、本

新株予約権の行使期間の開始日の前日までにおいては本新株予約権を無償にて取得する場合があります（この場合には、下記（4）(b)に記載のとおり、当社の株式1株当たりの経済的価値の希釈化が生じることを前提として当社株式の売買を行った株主の皆様が株価の変動により損害を被る可能性があります。）。

エ) 特別委員会に対する任意の諮問

当社取締役会は、大規模買付者等から提供された情報が大規模買付情報として必要かつ十分であるかについて疑義がある場合その他当社取締役会が必要と認める場合には、上記の対抗措置の発動の是非等及び発動した対抗措置の維持の是非以外についても、任意に特別委員会に対して諮問することができるものとし、かかる諮問がなされたときは、特別委員会は、当社の費用により必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得ながら、当該諮問に係る事項につき検討し、当社取締役会に対して勧告を行います。当社取締役会は、かかる特別委員会の勧告についても最大限尊重するものとします。

③本プランの有効期間、廃止及び変更について

本プランの有効期間は、平成26年6月に開催予定の当社定時株主総会の終結の時までといたします。

なお、かかる有効期間の満了前であっても、①当社株主総会において本プランを廃止もしくは変更する旨の議案が承認された場合、または、②当社取締役会において本プランを廃止もしくは変更する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止または変更されるものとします。

また、当社は、本プランが廃止または変更された場合には、当該廃止または変更の事実その他当社取締役会が適切と認める事項について、適用ある法令及び金融商品取引所規則に従って速やかに情報開示を行います。

なお、当社取締役会は、会社法、金融商品取引法等の関係法令・金融商品取引所規則の改正・整備等を踏まえ、企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保・向上の観点から、隨時本プランの見直し、本プランに代わる買収防衛策の導入を含む、適切な措置を講じてまいります。

(3) 本プランの合理性及び公正性について

(a) 株主意思を重視するものであること

本プランは、本プランの導入に関する株主の皆様のご意思を確認するため、本定時株主総会において、買収防衛策に関する本プランの導入及び本プランにおける対抗措置としての新株予約権の無償割当てを決定する権限の当社取締役会への委任に関する議案が承認されることを条件として効力が生ずるものとしております。したがいまして、かかる議案が承認され

なかつた場合には、本プランは導入されないものとし、現プランについても本定時株主総会の終結時において有効期間の満了により終了いたします。

また、上記（2）(f)③に記載のとおり、その有効期間は平成26年6月に開催予定の当社定時株主総会の終結の時までとしておりますが、かかる有効期間の満了前であっても、①当社株主総会において本プランを廃止もしくは変更する旨の議案が承認された場合、または②当社株主総会において選任された取締役によって構成される当社取締役会において本プランを廃止もしくは変更する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止または変更されます。

さらに、当社取締役会は、特別委員会による勧告を最大限尊重した上で、本新株予約権の無償割当てに関する議案を当社株主総会に付議することがあり、これにより株主の皆様のご意思を直接確認することができることとしております。

(b) 買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること等

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性確保の原則）を完全に充足しています。また、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」その他昨今の買収防衛策に関する議論等を踏まえた内容となっております。さらに本プランは、東京証券取引所の定める買収防衛策の導入に係る諸規則等の趣旨に合致するものです。

(c) 当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されること

本プランは、上記1.に記載のとおり、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保・向上させることを目的として、大規模買付者等に対して、当該大規模買付者等が実施しようとする大規模買付行為に関する必要な情報の事前の提供、及びその内容の評価・検討等に必要な期間の確保を求めるために、導入されるものです。

(d) 合理的かつ客観的な対抗措置発動要件の設定

本プランは、上記(2)(d)に記載のとおり、合理的かつ客観的な要件が充足されない限りは、対抗措置が発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みが確保されています。

(e) 特別委員会の設置

上記（2）(f)②に記載のとおり、当社は、本プランにおいて、大規模買付ルールが遵守されたか否か、取締役会評価期間を延長するか否か、及び、大規模買付ルールが遵守された場合に当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保・向上させるために必要かつ相当と考えられる一定の対抗措置を発動するか否か等についての取締役会の判断の合理性及び公正性を担保するため、また、その他本プランの運用ないし対抗措置の発動等に関する取締役会の判断の合理性及び公正性を確保するために、当社取締役会から独立した組織として、特別委員会を設置することとしております。

かかる特別委員会の勧告を最大限尊重して当社取締役会が判断を行うことにより、当社取締役会による恣意的な本プランの運用ないし対抗措置の発動を防止するための仕組みが確保されています。

(f) デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではないこと

上記（2）(f)③に記載のとおり、本プランは、有効期間の満了前であっても、当社株主総会で選任された取締役で構成された取締役会により、いつでも廃止することができるものとされております。したがいまして、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社の取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとなっており、毎年の定時株主総会で取締役会の構成員の交代を一度に行うことができるため、本プランは、スローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、対抗措置の発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）ではありません。

(4) 本プランによる株主及び投資家の皆様への影響

(a) 本プラン導入時に株主及び投資家の皆様に与える影響

本プラン導入時においては、本新株予約権の無償割当て等は行われませんので、本プランの導入により株主及び投資家の皆様の有する当社の株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることはありません。

(b) 本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆様に与える影響

当社取締役会または株主総会において本新株予約権の無償割当ての実施に関する決議を行った場合には、別途定められる割当期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき1個の本新株予約権が、別途定められる効力発生日において、無償にて割り当てられます。このような対抗措置の仕組み上、本新株予約権の無償割当て時においても株主及び投資家の皆様が保有する当社の株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じるもの、株主及び投資家の皆様が保有する当社の株式全体の経済的価値の希釈化は生じず、また株主及び投資家の皆様の議決権比率の希釈化は生じないことから、株主及

び投資家の皆様の有する当社の株式全体に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

なお、当社取締役会または株主総会が、本新株予約権の無償割当ての決議をした場合であっても、上記(2)(f)②ウに記載の手続等に従い当社取締役会が対抗措置の中止または撤回を決定した場合には、株主及び投資家の皆様が保有する当社の株式1株当たりの経済的価値の希釈化も生じることになるため、当社の株式1株当たりの経済的価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により損害を被る可能性があります。

(c) 本新株予約権の無償割当ての実施後における本新株予約権の行使または取得に際して株主及び投資家の皆様に与える影響

本新株予約権の行使または取得に関しては差別的条件が付されることが予定されているため、当該行使または取得に際して、大規模買付者等その他一定の者の法的権利等に希釈化が生じることが想定されますが、この場合であっても、大規模買付者等その他一定の者以外の株主及び投資家の皆様の有する当社の株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。もっとも、本新株予約権それ自体の譲渡は取締役会の承認なくしてできないとされているため、本新株予約権の無償割当てに係る割当期日以降、本新株予約権の行使または取得の結果として株主の皆様に株式が交付される場合には、株主の皆様に株式が交付されるまでの期間、株主の皆様が保有する当社株式の価値のうち本新株予約権に帰属する部分については、譲渡による投下資本の回収はその限りで制約を受ける可能性がある点にご留意下さい。

(5) 本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様に必要となる手続

本プランの対抗措置として本新株予約権の無償割当てを行うとした場合において、株主の皆様に必要となる手續は以下のとおりです。

(a) 本新株予約権の無償割当ての効力発生日における手續

本新株予約権の無償割当てでは、当該割当期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様は、本新株予約権の無償割当ての効力発生日において、本新株予約権の申込みを行う必要はなく、当然に本新株予約権を取得することとなります。

(b) 本新株予約権の無償割当ての実施後における本新株予約権の行使または取得に際して株主の皆様に必要となる手續

(i) 割当てを受けた株主の皆様による本新株予約権の行使をお願いするか、または、(ii)当社が取得条項に基づき本新株予約権を取得するかという点については、当社取締役会が対抗措置発動時に決定した上で適時かつ適切に開示いたします。

(i) 割当てを受けた株主の皆様による本新株予約権の行使をお願いする場合には、当社は、会社法に定められた手続（会社法第 279 条第 2 項）に従い、当該行使可能期間の初日の到来前に、新株予約権者の皆様に対して、割当ての通知を行いますので、株主の皆様におかれましては、行使可能期間内に本新株予約権を行使して下さいますようお願い申し上げます（その際には一定の金銭の払込みを行っていただきます。）。

(ii) 当社が取得条項に基づき本新株予約権を取得する場合には、当社は、会社法に定められた手続（会社法第 273 条、第 274 条）に従い、取得条項が複数ある場合には、それぞれ取得条項毎に、取締役会または株主総会の決議を行い、かつ、新株予約権者の皆様に対する公告を実施した上で、取得を行います。

なお、いずれの手続を行う場合であっても、当社は、その手続の詳細に関して、適用ある法令及び金融商品取引所規則に基づき、適時かつ適切に開示を行いますので、対抗措置が発動される場合には、株主の皆様におかれましては、当社からなされる情報開示にご留意下さい。

以 上

(別紙 1)

当社の大株主の状況（平成 23 年 3 月 31 日現在）

1. 発行可能株式総数 76,460,000 株
2. 発行済株式の総数 21,975,568 株（自己株式 1,424,432 株を除く）
3. 当事業年度末の株主数 8,865 名
4. 大株主（上位 10 名）

株主名	持株数	持株比率
株式会社りそな銀行	798,120 株	3.63 %
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社（信託口）	708,400	3.22
因幡電機従業員持株会	617,324	2.80
日本マスタートラスト 信託銀行株式会社（信託口）	598,300	2.72
吉川 昌子	404,900	1.84
ノーザン トラスト カンパニー（エイズ イエシー） サブ アカウント アメリカン クライアント	400,400	1.82
日本生命保険相互会社	344,257	1.56
株式会社みずほ銀行	318,692	1.45
株式会社日阪製作所	318,484	1.44
因幡 則男	312,321	1.42

（注）1. 当社は、自己株式を 1,424,432 株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

（注）2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

特別委員会委員の氏名・略歴

高橋 司（昭和 37 年 12 月 10 日生）

平成元年 4 月 弁護士登録（大阪弁護士会） 勝部法律事務所（現勝部・高橋法律事務所）入所（現在）
平成 16 年 6 月 当社監査役
平成 20 年 6 月 当社取締役（現任）
平成 22 年 6 月 日本ペイント株監査役（現任）

※高橋 司氏は当社の社外取締役候補者（本定時株主総会で選任後、就任予定）であります。また、同氏を東京証券取引所及び大阪証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。

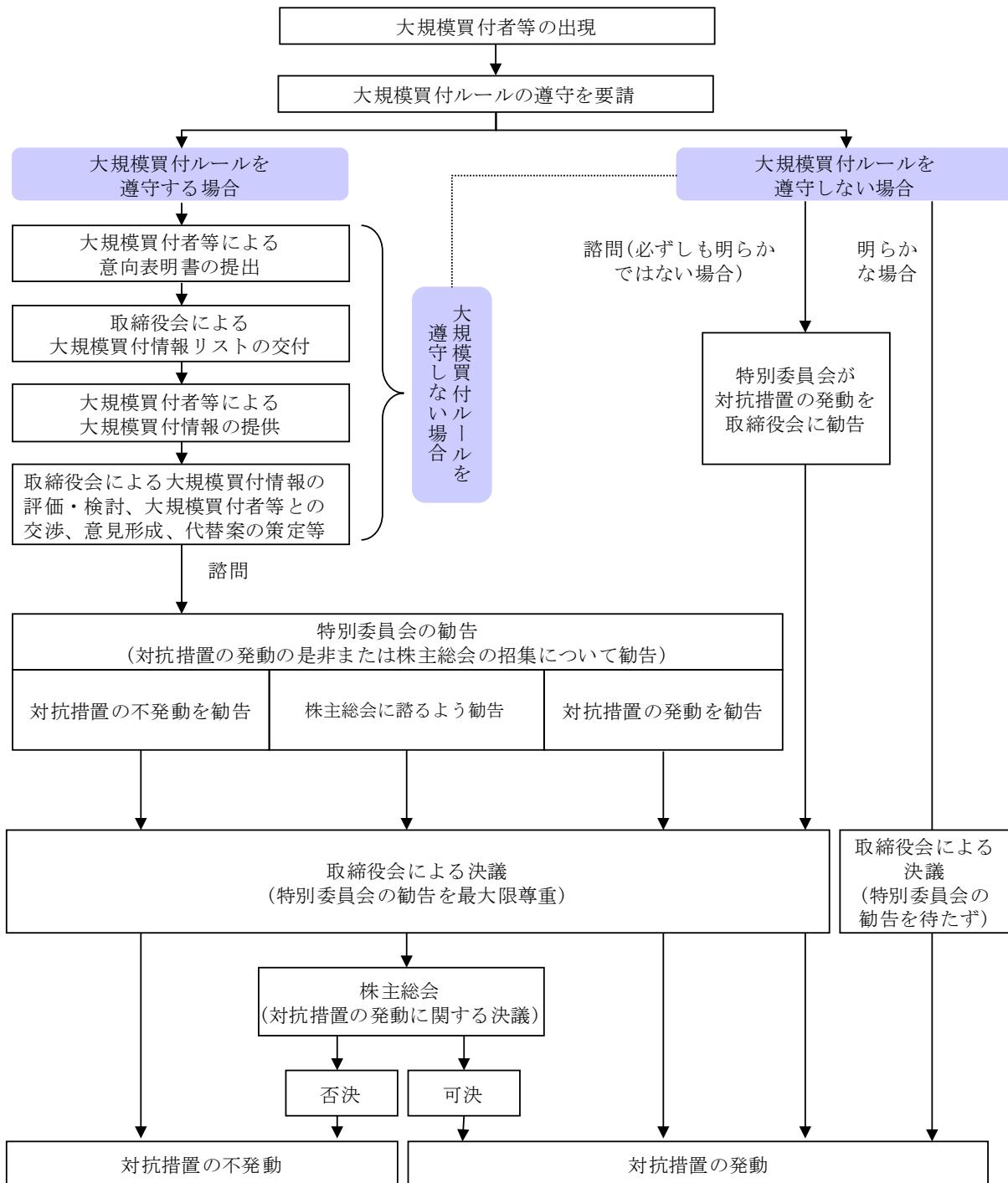
瀬尾 眞澄（昭和 18 年 11 月 3 日生）

昭和 37 年 4 月 大阪国税局入局
平成 5 年 7 月 大阪国税局検察部統括国税検察官
平成 10 年 7 月 芦屋税務署署長
平成 13 年 7 月 堺税務署署長
平成 14 年 9 月 瀬尾税理士事務所設立（現在）
平成 15 年 1 月 当社顧問
平成 20 年 6 月 当社監査役（現任）

平松 靖弘（昭和 28 年 9 月 16 日生）

昭和 51 年 4 月 株協和銀行（現株りそな銀行）小阪支店入行
平成 4 年 5 月 株協和埼玉銀行（現株りそな銀行）高槻富田支店長
平成 15 年 12 月 りそな決済サービス株出向
平成 21 年 6 月 りそな債権回収株
大阪債権管理部シニアアセットマネージャー（現任）
平成 22 年 6 月 当社監査役（現任）

本プランの概要（大規模買付行為が開始された場合のフローチャート）



本チャートは、あくまで本プランの内容に対する理解に資することのみを目的に参考資料として作成されています。本プランの詳細については、「当社株券等の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）の継続に関するお知らせ」本文をご参照下さい。

当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうと認められる場合

- (1) 大規模買付者等が真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で当社の株券等を当社関係者に引き取らせる目的で当社の株券等の取得を行っているまたは行おうとしている者（いわゆるグリーンメイラー）である場合
- (2) 当社の会社経営を一時的に支配して当社または当社グループ会社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先または顧客等の当社または当社グループ会社の資産を当該買収者またはそのグループ会社等に移転させる目的で当社の株券等の取得を行っている場合
- (3) 当社の会社経営を支配した後に、当社または当社グループ会社の資産を当該大規模買付者等またはそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的で、当社の株券等の取得を行っている場合
- (4) 当社の会社経営を一時的に支配して、当社または当社グループ会社の不動産、有価証券等の高額資産等を売却等により処分させ、その処分利益をもって一時的に高配当をさせるかあるいはかかる一時的高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社の株券等の高価売り抜けをする目的で当社の株券等の取得を行っている場合
- (5) 大規模買付者等の提案する当社の株券等の買付条件（買付対価の種類及び金額、当該金額の算定根拠、当該条件の具体的な内容、時期、方法、違法性の有無、実現可能性等を含みますがこれらに限られません。）が、当社の企業価値に照らして著しく不十分または不適切なものである場合
- (6) 大規模買付者等の提案する当社の株券等の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収（最初の買付けで当社の株券等の全部の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株券等の買付けを行うことをいいます。）等の、株主の判断の機会または自由を事実上制約し、株主に当社の株券等の売却を事実上強要するものである場合
- (7) 大規模買付者等による支配権の取得により、当社の株主はもとより、顧客、従業員その他の利害関係者の利益が毀損され、その結果として、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を明らかに毀損したり、その確保及び向上を妨げる場合
- (8) 大規模買付者等が支配権を取得する場合の当社の企業価値が、中長期的な将来の企業価値との比較において、当該大規模買付者等が支配権を取得しない場合の当社の企業価値に比べ、明らかに劣後する場合
- (9) 大規模買付者等が当社の支配株主として公序良俗上著しく不適切であり、当該大規模買付者等が当社の支配株主になることにより、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なう場合

本新株予約権の概要

1. 本新株予約権の割当総数

本新株予約権の割当総数は、本新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会の決議、株主総会の決議、または株主総会の決議による委任に基づく取締役会の決議（以下、「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において別途定める一定の日（以下、「割当期日」といいます。）における当社の最終の発行済みの普通株式の総数（ただし、同時点において当社の有する当社の普通株式の数を除きます。）に相当する数とします。

なお、当社取締役会は、発動した対抗措置の中止または撤回により本新株予約権を無償で取得する場合であって、大規模買付者等が大規模買付行為を一旦撤回した後に再度大規模買付行為を行なうとするときなどにおいて、大規模買付行為に柔軟に対応するため、本新株予約権の無償割当てを複数回にわたり行なうことがあります。この場合であっても、大規模買付者等その他一定の者以外の株主及び投資家の皆様の有する当社の株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

2. 割当対象株主

割当期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有する当社の普通株式（ただし、同時点において当社の有する当社の普通株式を除きます。）1株につき1個の割合で本新株予約権の無償割当てをします。

3. 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日とします。

4. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社の普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「対象株式数」といいます。）は1株とします。ただし、当社が株式の分割または株式の併合等を行う場合は、所要の調整を行うものとします。

5. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及び価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社の普通株式1株当たりの金額は1円以上で本新株予約権無償割当て決議において別途定める額とします。

6. 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとします。

7. 本新株予約権の行使条件

①特定大量保有者（注 11）、②特定大量保有者の共同保有者、③特定大量買付者（注 12）、④特定大量買付者の特別関係者、もしくは⑤これら①から④までの者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受けもしくは承継した者、または、⑥これら①から⑤までに該当する者の関連者（注 13）（これらの者を総称して、以下、「非適格者」といいます。）は、本新株予約権を行使することができないものとします。なお、本新株予約権の行使条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

8. 当社による本新株予約権の取得

当社は、当社取締役会が別途定める日をもって、非適格者以外の者が有する本新株予約権を取得し、その対価として、本新株予約権と引き替えに本新株予約権 1 個につき当該取得日時点における対象株式数の当社の普通株式を交付することができるものとします。

なお、本新株予約権の取得条項の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

9. 対抗措置発動の中止等の場合の無償取得

当社取締役会が発動した対抗措置の中止もしくは撤回を決議した場合または本新株予約権無償割当て決議において別途定める場合には、当社は、本新株予約権の全部を無償にて取得することができるものとします。

10. 本新株予約権の発行

本新株予約権に係る新株予約権証券は、発行しないものとします。

11. 本新株予約権の行使期間等

本新株予約権の行使期間その他必要な事項については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

(注 11) 「特定大量保有者」とは、当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が 20%以上である者、または、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。ただし、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。以下同じです。

(注 12) 「特定大量買付者」とは、公開買付けによって当社が発行者である株券等（金融商品取引法第 27 条の 2 第 1 項に規定する株券等を意味します。以下本注において同じです。）の買付け等を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその

者の所有（これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定めるものを含みます。）に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となる者、または、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。ただし、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。以下同じです。

(注13) ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共に通の支配下にある者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）、またはその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に規定されます。）をいいます。